

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 令和6年(ネ)第453号

期日 令和6年10月9日 午前10時30分

氏名 [REDACTED]

宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

三

せん
宣
せい
誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って眞実を述べ、

なにこと かく
何事も隠さず、また、

なにこと つ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名



速記録（令和6年10月9日 第2回口頭弁論）

事件番号 令和6年（ネ）第453号

証人氏名 [REDACTED]

一審原告ら代理人（高田）

警視庁公安部は、平成29年10月から30年2月までの間、噴霧乾燥器の規制要件としての殺菌の解釈やその実証方法について、経産省との間で打合せを繰り返していましたね。

はい。

一連の打合せのうち、あなたは年明け2018年1月16日、1月26日、2月2日、この3回の打合せに参加していましたね。

はい。

参加していなかった回も、打合せの後、捜査本部内で情報の共有を受けていましたか。

はい、受けていました。

各打合せの後に作成されていた捜査メモ、こちらも読んでいましたか。

はい、読んでおります。

噴霧乾燥器の内部に熱風を送り続けて内部の全ての箇所で、大腸菌など何らかの細菌を死滅できる温度を保つことができれば殺菌性能があると、こういう考え方、ここでは乾熱殺菌理論というふうに言いますけれども、公安部は当時、この乾熱殺菌理論で要件ハの該当性を立証しようと考えて経産省に相談をしていたということでよろしいですか。

はい、初めからではありませんが、その頃にはその方法しか残っていなかったと記憶しています。

乾熱殺菌理論というのは、法令を所管する経産省ですとか、あるいはシステムから教えてもらった理論ですか。

いえ、警察内部で作った理論ですね。

警察内部で乾熱殺菌理論を最初に言い出したのは、誰ですか。

警部の宮園、それと、直前まで経済産業省に行っていた者で相談して決めたというか、思い付いたような形になります。

当時、係長だった宮園係長と、経産省に当時、おられた方。

いや、経産省から帰ってきた者ですね。

警部補ですね。

はい。

警部補と宮園係長とで話し合って、そういう乾熱殺菌理論でいこうといふうに考えたということですね。

はい、そうです。

そもそも、粉体の製造後に分解洗浄しないで熱風を送り込んで滅菌・殺菌を行うと、こういう方法は日本中、どのユーザーも行っていませんでしたね。

そうですね、壊してもいいのならばやれないことはない程度の回答を頂いてました。

それは、産業界では全く採用されていなかった手法ということでよろしいですか。

はい。

更に、殺菌については明確に定義がない曖昧な用語だったということでおろしいですか。

はい、そうです。

公安部は、当初は殺菌ではなくて滅菌で立証しようというふうに目標としていましたね。

はい、そうです。

しかし、経産省への相談開始直前、ですから平成29年9月に公安部が行った最初の温度実験で、滅菌をすることができる温度には到底達しないことが

分かりましたね。

はい、そうです。

それで滅菌を諦めて、独自に考えた殺菌理論でいこうということになって経産省に相談していたという経緯でよろしいですか。

途中、紆余曲折はありましたが、そのほかの滅菌方法も全部できなかつたということで、殺菌しか残らなかつたということです。

甲第166号証の7を示す

平成29年12月5日、経産省からの電話に関する検査メモです。この電話で、乾熱殺菌理論についての経産省の回答が内示されたというふうに理解してよろしいですか。

はい、そうです。

中身を見ていきますと、管理課の回答として、殺菌できると言うためには指標菌、指標となる菌は芽胞菌、具体的にはBacillus atropaeusを使わないと何の証明にもならないんだという回答でしたね。

はい。

そのメモの一番下を見てください。「排風口から漏れないという実験も必要だ」というふうに書かれてますが、要するに曝露防止性能も必要だというのが回答でしたね。

はい。

この訴訟で、国や東京都は、一連の打合せでの経産省の職員の発言というのは、経産省としての回答ではなくて個人的な見解だったんだというふうに主張してるんですけども、当時の公安部検査員は、経産省職員の発言を個人的な発言だとして受け止めていたんですか。

いいえ、違います。

そのメモの冒頭にも「管理課としての回答」というふうに書いてますよね。

はい。

組織としての回答を聞いていたという認識ではなかったですか。

組織として経済産業省から回答を頂いていたと認識しています。

甲第166号証の8を示す

12月8日の打合せメモです。「相談結果」のところに、12月5日の回答に対して、有識者見解も添えて殺菌性能を証明するので、その結果を見て判断してほしいと願い出たんだというふうに書かれています。つまり、12月5日の電話での否定的な回答を考え直してほしいと、有識者見解を添えるから考え直してほしいというふうに公安部のほうから申し入れたということでおろしいですか。

はい。

結局、この後、有識者見解を公安部は経産省に示すんですけど、それは四ノ宮教授や清水准教授、佐々木教授、浦島教授、この4教授からの聴取メモということでおろしいですか。

はい。

これらの有識者見解、4人の有識者見解と、あと年末に公安部が行った温度実験の結果、これを経産省に渡して再検討を依頼したことでおろしいですか。

はい、そうです。

甲第166号証の9を示す

年明け1月16日の打合せメモ。あなたはこの打合せに参加していましたね。

はい、そうです。

メモを作成したのは、あなたですか。

私です。

なぜ、作成したのがあなただというふうに、それを見て分かるんですか。

このときの担当者に私の名前が書いてあるのが一番ですね。あと、今ちょっと見た限りでは、枠を記載しているような書きぶりに、覚えが

あります。

書いた覚えがあるということですね。

はい。

この打合せメモの作成方法なんんですけど、打合せの間、あなたが紙に書き留めておいて、内容を、で、その打合せ終了後に、それをベースにワープロ、パソコンでメモを作成したと、そういう理解でよろしいですか。

はい、そうです。

先ほどもお聞きしましたけども、この打合せに先立って公安部から経産省に対して、4名の有識者からの聴取メモ、そして年末の温度実験の結果、これが渡されていましたよね。

はい。

しかし、このメモを見ると、経産省の考えはこのときも変わっていませんでしたね。

はい、そうです。

甲第166号証の10を示す

1月26日の打合せメモです。この打合せに、あなたも参加していましたね。

はい、参加しています。

メモを作成したのは、あなたですか。

はい、私です。

4枚目に、該当と判断することはない。もう少し付け加えますと、「(回答を急ぐ) のであれば、「該当」と判断することはない。」というふうに経産省のコメントが書かれてますが、要するに4名の有識者見解を示したもの、経産省の考えは変わらなかったという理解でよろしいですか。

はい、そうです。

ここで「(回答を急ぐ) のであれば、」と括弧書きしてありますが、「(回答を急ぐ) のであれば、」というのはどういう意味ですか。

今の段階で回答するのであればという理解をしています。

これから何か変わる可能性があるということですか。

例えば、経済産業省がほかに聞く、まあ、外国に聞いたりすることで、これはレジームなので、他国がどうしているか、そういうことをもっと調査したいという意味で聞いています。

この当時、経産省は、確かに外国に、あなた方の国で運用どうですかというような質問をしようとした動きをしてましたね。

はい。

その回答いかんによっては分からぬいけどという、そういう趣旨ですか。

まあ、そこも聞いてみたいと。私の感想としては、変わらないんじやないかなというふうなニュアンスで話を聞いています。

そのメモのそのページの真ん中ぐらいに、「日本だけが輸出を規制しても意味が無い。」というふうに書かれてますけど、この考え方というのは当時、経産省は一貫して言ってた考え方ですよね。

はい、そうです。

どうして、日本だけ規制しても意味がないんですか。

元々、A G、こういった輸出管理の関係は、先進国であつたり協力できる国で危ないものを、渡ってはいけない国に行くことを防ぐためのものなので、日本だけ規制しても、例えばドイツから同じようなものが出来てしまつては意味がないと、そういう意味です。

日本だけ規制するのは意味がないということですね。

そうです。

末尾に「これ以上係員レベルで話をしても、正直平行線ではないか。」というふうに書かれています。この記載なんんですけど、要するにこのまま話を続けていても経産省は考え方方が変わりませんよという、そういうことですよね。

そうですね、はい。

甲第166号証の11を示す

翌週2月2日の打合せメモ。この打合せにも、あなたは参加していましたね。

はい。

メモをドラフトしたのは■巡査長じゃないですか。

はい、そうだと思います。

役職順から言って。

はい。ただ、私のほうでかなり訂正をした記憶があります。

■さんのドラフトをベースに、あなたが加筆修正したものということで
すか。

はい。

「聴取結果」として「「滅菌」の証明ができない限り該当とは言えない。」
というふうに書かれている。要するに、公安部の考える乾熱殺菌理論を容認
しないんだという結果だったということでおろしいですね。

はい。

この前の打合せ、1月26日の打合せで、正直、平行線ではないかというふ
うに実質上、断られてるんだけど、その翌週の2月2日に再度、打合せを入
れたのは、これはどうしてなんですか。

・・・・・。

1回断られてるわけですよ、1月26日に。1月26日の最後に、「正直平
行線ではないか。」というふうに書かれていて、すぐ後の2月2日に、また
打合せを入れてるんですよ、1回断られてるのに。これは何か意図があつた
んですか。

その前のときにこちらからお願いをしていたことの多分、回答が残っ
ていたんじゃないかなと。

積み残しの回答があつたんですか。

はい。

どういったことですか。

前を見させてもらえますか。

甲第166号証の10を示す

もう1度示します。

ちょっとすみません、具体的なところまではすぐには思い出せませんが、外国の事情や何か、これについて確認をしてほしいというお願ひだったと思います。

いずれにしても、2月2日の打合せでも経産省の回答は変わらずに、公安部としては、言ってみれば手詰まりの状態になったということですね。

はい。

ところが、その翌週、2月8日の打合せで経産省から笠間補佐が出てきて、一転してね、ガサに協力するんだという姿勢が示されましたよね。

はい。

2月2日から2月8日という極めて短い期間に、公安部から経産省に対して、例えば新たな資料とか材料とか、そういう客観的なものが提供されたという事実はありましたか。

いえ、ありません。

にもかかわらず、一転ね、ガサに協力するという姿勢が2月8日に示されるわけですが、この間に何があったのかということ、これが結構、問題になってるんですが、あなたの認識を教えてもらえますか。

これは警部、警部補レベルではどうにもならないということで、警察の上層部のほうから経済産業省のほうにお願いをしたと認識しています。

誰が言ってたんですか、そのことを。

公安部長だと考えて、私はそう感じております。

公安部長が働き掛けたというのは、████警部補なんかも言ってますけども、それをあなたは、誰からのどういう発言で、その上層部が動くことになった

というふうに認識したんですか。

係長の宮園が当時、もうどうにもならないで空中戦をやってもらうしかないと、上司にお願いしなければいけないと、まあお願いするしかないというようなことを言っていたのが1つと、経済産業省のほうから、部長のほうから何か話、来てるよということを聞いてますよということを聞きましたので、それを客観的に判断したことと、正直、課長が経済産業省とやり取りしてるようには見えなかった、少なくとも部長以上なんじやないかなというのが判断基準です。

今、あなたの証言の中で、空中戦という言葉がありましたけど、宮園係長は、空中戦という言葉を使ったということですか。

はい、そうです。

空中戦という言葉の意味なんですけど、これはどういう意味だと理解してましたか。

もう、上のほうでですね、我々のほうが下だという意味であれば、上司のほうで、上でやり取りをしてもらうしかないと。まあ、圧力を掛けるということですね。

それで、経産省側が部長だったんで、こっちも、課長は動いている様子もないんでその上の部長と、そういう意味で公安部長というような推測をしたということですか。

そうですね。課長は近くにいますので、課長が動いてくれたということであれば分かると思いますので。

課長は職務のスペースの近くにいるということなんですね。

そうですね、顔も出しますし、まだ話もできる距離なので、そこは分かります。

だから、その上だろうということですね。

はい。

この打合せに渡辺管理官が警視庁側として出ていますけど、それはどういう経緯ですか。

向こうが出てくる方と、階級というか、格というか、そういうのを合わせたということだと思います。

この打合せの後、その打合せ結果を捜査本部内で報告なさいましたよね。

はい。

その報告をしたのは誰ですか。

宮園が話していました。

宮園さんは何と言ってましたか、急転直下、変わったことについて。

喜んでる感じですね。上司、まあ、上に感謝しなきやなというようなことです。

甲第166号証の12を示す

2月8日の打合せメモです。このメモの作成者は████警部補ですかね。

はい、そうです。

中身を私も見たんですけども、これを見ると、ガサはいいと思う、回答の仕方は部長と相談して決めると。ただし、形勢によってははしごを外す可能性があるんだと。別件を見付けてくれて有り難いといった内容が書かれていますけど、これを見ると、要するにガサに協力することの、言ってみれば密約のように見えてしまうんですけど、これはあなたの認識としてはどうですか。

そのとおりですね。

正々堂々と、あなた方ね、公安部と経産省との間で、正々堂々と、ガサまでいいと思うと、別件を見付けてくれて有り難いなんて話、できるんですか。

いや、恥ずかしい相談です。あんまりあってはよくないですよね。法令を無視してのような話ですので。ただ、捜索差押をしないと、ガサをしないと向こうの言い分が分からぬから、したいというふうにこちらからお願いをしていたので、ガサまではできるように協力したい

と向こうから、内容を見ずに多分、結果ありきでガサを容認してもらったと理解しています。

先ほど、経産省側の部長というお話がありましたけど、その経産省の側の部長というのは、すなわち貿易管理部長ということですね。

はい、そうです。

結局、その結果、経産省のガサへの協力が得られることになって、平成30年10月にガサに入るわけです。その2か月後、12月中旬から、大川原化工機の役職員に対する取調べが開始されましたね。

はい、そうです。

取調べを始めるに当たって、宮園係長は、まず技術系の従業員から取調べを行うという方針を立てましたね。

はい、そうです。

それはなぜですか。

技術系の方からまず該非、該当する機械だというのを先に固めていくたいという捜査方針です。

殺菌できるかどうかをその技術系の人から聴取するに当たって、捜査員は公安部の考えた乾熱殺菌理論、その細かい定義を従業員に伝えていましたか。

いません。

殺菌の定義を示さないように、宮園係長のほうから各捜査員に指示されてたんじゃないんですか。

そうです、はい。

宮園係長は捜査員に、殺菌に関する供述をどうやって、どういうふうにして聴取しろという指示をしてましたか。

技術に強い方なので技術面で、まあ、殺菌できる機械だというのは、正直、メリットが大きいんじゃないかなと。殺菌できるというのが、何というんですかね、機械の性能としてはいいものだというふうに理

解されると思うので、そこを説明した上で、殺菌できるというところをまず取ってこいと。具体的に向こうから説明を求められない限りは、警察側の殺菌の定義については説明しなくていいと言っておりました。ところが、取調べを開始した直後に、温度が上がらないという箇所があるんだという指摘が従業員サイドからありましたね。

ありました。

乙第45号証を示す

12月14日に行われた■さんの取調べメモなんですが、2ページ目の下に「袋小路は温度が上がらない」んだと書いてあり、その中に列挙されている具体的な箇所の中に「乾燥室内の内部圧力センサー」などと書かれてますけど、こういった指摘があったということですね。

はい、そうです。

同様の指摘は、他の従業員からもありましたよね。

ありました。

乙第44号証、乙第30号証を示す

乙44と、30の2ページ目、それぞれを示します。乙44が■さん、乙30が■さん、それぞれ取調べメモで、2ページの下に、それぞれ温度が上がらない箇所についての説明がされていますが、こういう指摘も御存じでしたか。

はい。

こういう他の捜査員の聴取結果というのは、その捜査会議ですとか取調べメモによって皆さん、御存じだったという理解でよろしいですね。

基本的にはコピーして、ほぼ全員に配っていました。あともう1点、付け加えるなら、私がこの書類の出来上がったものの管理をしていたので、目を通した覚えが、はっきり覚えてます。

■さんら従業員複数名が、温度が上がらない箇所があるんだという指摘を

した、そのことについても、当時の捜査会議で報告をされていたという御記憶はありますか。

あります。

これらの指摘を受けて、捜査員の中で、公安部が行った実験では足りないのではないかという声が上がっていましたか。

そうですね、上がってました。

この従業員の指摘の後、相嶋さんからも、温度が上がらない箇所があるという指摘があったのを聞いたことがありますか。

あります。

■ 警部補によれば、従業員に加えて相嶋さんからも指摘がなされたことから、これ、温度を測定したほうがいいと、補充捜査したほうがいいと、宮園係長に進言をしたんだというふうに証言してるんですけど、このことを御存じですか。

はい。

あなたは、進言した場所に居合わせましたか。

いえ、その進言してるところ自体を見ていません。

では、その進言の事実というのは、誰からどうやって聞いたんですか。

■ 警部補から、まず事前にそういう話が上がってますと、元々、社員から上がっている、プラス、役員の方からも同じような話が上がって、これはもうどうにもならないと、これはやるべきじゃないかという相談を1点受けたのと、その後、何日かして宮園のほうに話した結果、どうにもならなかったというようなことを聞いています。

どうにもならなかったというのは結局、その後、指摘をした後も実験などの追加捜査というのが行われなかつたということですね。

そうですね。やつたら出ないだろうというようなニュアンスのことを言われたと聞いています。

やつたら出ないというのは、どういうことですか。

検査をしたら、そこ、温度出ないだろうというニュアンスのことを言
われたと聞いています。

温度が出たら困るから、そういう消極証拠が出たら困るから、あえてやらな
いという、そういうニュアンスですか。

そうです。

■ 警部補は証言で、宮園係長が、事件を潰して責任取れんのかと言ってた
と、言われたということを証言したんですけど、そのような発言があったの
は御存じですか。

はい、あります。

結局、この事件は、検察官が起訴を取り消してるんですよ。そういう形で終
了しています。捜査に関与した捜査員の立場として、捜査の進め方に問題が
あったと感じませんか。

問題はありました。

主務官庁である経産省が殺菌の解釈を定めていない、法令に欠陥があるなど
と言ってるのに、独自に殺菌理論を考えて捜査を進めたと、そこまでして立
件しなければならなかつた理由というのはどこにあったとお考えですか。

組織としては、ないです。日本の安全を考える上でも、全くないです。
どこに、そしたら理由があつて、そういう方針になつちやつたんですか。

決定権を持つてる人の欲なんでしょう、と思います。

欲、まあ、■ 警部補が一審でもお話ししてましたけど、欲というのは結局、
捜査幹部なり誰なりが、その立件をすることによって何か自分の目標とい
うか、自分の利益を確保できるということですか。

はい、そうです。まあ、そうかどうかは正直分かりませんけれども、
そうとしか考えられないと私は感じました。

ガサの後、従業員の任意取調べで、温度が上がらない箇所があるという指摘

があつたにもかかわらず、その温度を検証してないじゃないですか。これつて、もう1度繰り返しになりますが、捜査幹部である宮園係長の指揮によるものですか。

宮園と、その上の渡辺で決めております。

この点ね、宮園係長は証人尋問で、従業員から、温度が上がらないという指摘があったのは知らなかつたというふうに証言してるんですけど、これについては、あなたはどう思いますか。

そんなはずはないですね。

なぜ、そう思うんですか。

従業員から、温度が上がらないという話が会議で話されていたこともありますし、相嶋さんの話をしているのも、書類で見たのか、そのとき聞いたかまでは覚えてませんけれども、確実に、温度が上がらないよという話が出てるというのを聞いています。当時、会議室でですね。その従業員からそういう指摘があるという話が出てきたときに、宮園係長はそれについてどういう反応を示してたんですか。

正直、聞きたくないだろうなという、まあ、あえて無視しようという姿勢だったと思います。

宮園係長は、そういうその会議に参加してなかつたということはありますか。参加はしてた。

会議というよりも、宮園係長、渡辺管理官に報告をして情報共有するような会議なので、そこで2人が方針を決めると。我々が、方針をどうしようというような会議ではありません。

宮園係長がそれを聞いてないというのは、あり得ないということですね。

そうです。

報告の対象者だから。

はい。

一審被告東京都代理人（嶺）

証人は、外事一課で勤務していたのは、いつ頃からいつ頃までの間か覚えてますか。

2014年から2019年まではおりました。その前にも、1年ずつ2回ほど勤務をしております。

平成26年から平成31年の間は外事一課にいらっしゃった、その間にこの事件に従事をされていたということでしょうか。

はい。

平成31年3月以降、証人はどちらで勤務されていたんでしょうか。

三宅島で勤務しております。

外事一課内では様々な業務があるかとは思うんですけども、実際に、この大川原化工機株式会社を被疑者とする外為法違反被疑事件に専従して従事していたのは、いつ頃からだったでしょうか。

この事件当初から31年3月、転勤するまでの間です。

転勤するまでの間は従事をしていた。

はい。

言い換えると、転勤後、三宅島で勤務していた当時はこの事件捜査には従事していないかったということでしょうか。

はい。

先ほど甲号証で示されておりました証人が出席していなかった前半、平成29年10月6日から同年12月8日までの間の経産省とのやり取り、こちらについては、メモを見る限り、■警部補と■巡査が相談者として従事しているようなんですが、証人はその間は参加はしていなかったということでおろしいでしょうか。

参加せず、結果を全員で聞いていたものですね。

(以上　沓沢　美幸)

■さん、■さんが対応したやり取りの内容については、事後、報告を受けたということではなく、この捜査メモの内容を見て把握をしたということでしょうか。

いえ、その都度、宮園、渡辺に報告をしているのをその場にいた課員で聞いております。

■警部補から証人に対して直接の報告、今日はこういうことがあったよという形で報告をしてきたわけではないということでしょうか。

そうです。

ちょっと戻りますが、証人は、この事件捜査の従事に際して、どのような役割、どのような業務を担っていましたか。

書類の管理、それから、当時、理系の者が少なかったので、機械の性能検査ですね、そういうものを担当していました。あとは、途中から経済産業省との窓口のやり取りをしています。

機械の性能検査というのは、噴霧乾燥器の機械ということなんでしょうか。

そうですね、はい。

甲第166号証の7を示す

こちら、12月5日になされたメモという形になっております。証人は参加していないもの、こちら、■警部補が作成をして、「聴取者」は「本職」、■警部補、「被聴取者」については経済産業省の検査官田村というふうな記載がうかがえます。先ほどこちらの内容を御覧になられて、経産省の正式な見解、最終見解として、警視庁の見解というのは通じない、経産省としては受け入れられないという話があったかと思うんですが、その点に関して質問なんですけれども、こちらの「被聴取者」「■さん」という方は、警視庁から出向されている方ということでよろしかったでしょうか。

はい、そうです。

この電話のやり取りをもって経産省からの正式な見解が伝えられたというこ

とでしょうか。

うーん、まあ、アンダーでですね。まあ、言うなれば、スパイのような役割を担っていたんじゃないかなあと思います。

この内容について、何か経産省から文書その他、こういった見解だよ、経産省としては見解はこういったものだというものは警視庁側に交付はされていますか。

文書としてはないですね。

先ほど原告側からの質問に対して、経産省の当時の見解というのは個人的見解あるいは検討過程における発言ということは、東京都のほうから主張している内容なんですが、そういったものではなかったですよねという質問に対して、そうではなかったと証言されているんですが、そうではないことの根拠、証人としてはどのように考えていますか。

これ、結果を聞くに当たっては、経済産業省のほうに行って、その担当者から聞いております。当然勤務時間内、向こうも勤務時間内で、会議室を借りて、入るに当たっては登録までしてやっております。それを個人的見解ですよと言われたら、もうどうにもならないですね。

あるいは個人的見解でなかったとしたら、最終的な公式見解ではなく、飽くまでも検討過程のものという回答であるとすれば、そうではない根拠はどのようなものであると考えますか。

これが結果ではもちろんないんですけども、最終的に何度も結果をもらうわけにはいかないので、現時点ではこうですと、要はすり合わせの一環としてやっているものと理解しています。

甲第166号証の10を示す

こちらは、平成30年1月26日に行われたやり取りにおいて、1月29日付でメモが作成されたもの、このときに参加されたのは、■警部補、■■警部補、併せて宮園警部が参加されているということで間違いありません

か。

はい、そうです。

先ほど有識者の資料、有識者の見解についての資料を年末に作成したものですね、こちらはもう既に経産省のほうに提出した上で、経産省はそれを見た上でもなお警視庁の見解について応じることはできないというふうに証言されていたんですが、こちらの1ページ目の5の「(1) 結論要旨」のところで、「受領した資料に目を通した上で、再度審査課、管理課と相談するが、(これまでの内容からでは) 該当と判断することは極めて難しい。」というふうな記載があるんですが、このメモの内容を記載したのは証人自身ですか。

はい、そうです。

この文言を素直に読み解くと、まだ結論としては出ていない、これから受領した内容にも目を通した上で管理課、審査課には諮るが、というふうに読めるんですが、このやり取りはなく、もう既に有識者の見解をもってしても無理だという当時の見解だったんでしょうか、経産省としては。

正直、経済産業省として警察に対して無理だと強くは発言できないので、難しいという、まあ、駄目ですよってことですね。

このメモに関しましては、先ほどおっしゃったとおり、宮園警部と■警部補と■警部補、証人のことですね、が、参加者として出頭されていたところ、このメモを作成したのは証人自身であったということは間違いないかもしれませんか。

そのとき、メモに専念してましたので間違ひありません。

これだけを見ると、■警部補と■警部補は当時同階級であったのかなというふうに思うんですけども、警察官として、拝命の時期等に関して、■警部補と■警部補、上下関係はあったんですか。

拝命の時期は一緒になりますが、当時の役割として、■警部補は、デスクとして事件の総括ですね、言わば宮園に次ぐポジションにあり

ましたので、私のほうが書類を作成したと。まあ、強いて言えば、私も経済産業省への出向歴がありますので、書くのは私のほうが向いていると当時判断されたものと思います。

お二人は、同期であるけれども、そういった上下関係という話ではなくて、立場、役割、それぞれに応じてこのメモは作成されたということでしょうか。
はい。

ちなみに、先ほど証言の話がいろいろとありましたが、[REDACTED] 警部補も同期なんですか。

そうですね。

その上で、公安部長の話、先ほどあったかと思うんですが、証人としては、空中戦を用いなければならぬだとか、そういった話があって、課長自身は動いてないであろう、そうであれば公安部長ではないかというような話だったんですが、それはその証言のとおりの認識でしょうか。

はい、そうです。

その中で、経産省から部長がという話も聞いていたというふうな証言内容があったんですが、具体的に聞いてよろしいでしょうか。経産省の誰がそういうことを言っていたんでしょうか。

えーっと・・・補佐に当たる方ですね。

このメモの中で出てくるところでいうと、笠間補佐というお名前が出ているんですが、笠間補佐のお話ですか。

うーん、だったと思います。

証人は直接聞きましたか。

・・・すいません、直接聞いた可能性もありますが、書面上で見た覚えがあるというほうが強いですね。

打合せのときに、証人が参加した打合せで、笠間補佐が出席していたことというのありましたか。

なかつたと思います。

質問を変えさせていただきます。技術関係を有する従業員に対して、殺菌の明確な解釈は伝えない上でその旨を聴取してくるようにと宮園警部から指示があったという話がありましたが、証人自身は、被疑者あるいは従業員、参考人の取調べに従事したことはありましたか。

いえ、ありません。

そのような宮園警部からの指示については、■警部補、証人自身、個人に対して行われたものですか。

いえ、私が先ほど言ったとおり、書類の管理の都合上、執務室に長くいましたので、個別に呼んだ捜査官に対して宮園が直接指示をしていくのを何度も聞いております。

という認識でお話しになられたということでしょうか。

はい。

追加補充の温度測定実験をすべきかすべきでないか、温度が出たら困るだろうということを宮園警部が言っていたという話なんですが、それは宮園警部から聞いた話ですか、それともそれを聞いた■警部補から聞いた話ですか。

これは■警部補から聞いてますけれども、正直同じようなことを何度も聞いております。

裁 判 長

■さんから聞いたのか宮園さんから聞いたのかという質問で、■から聞いてますが、その後がよく分からなかったんですが。

今の発言については■から聞いています。ただ、何といふんですかね、ほかに、例えば温度測定をもう1回、これ以外のときですね、別の試験で温度測定をしたら温度が出るのかって言われたときに、私に宮園から聞かれたときに、私はそれは出ますよという話をしたときは、じゃあ、やらないほうがいいなあというような発言をしていたの

を覚えてます。

一審被告東京都指定代理人（嶺）

そのほかのところで、原告会社の従業員複数の者が最低4か所の指摘をしていたというところを捜査メモ、いわゆる取調べメモで確認をしたという話の中で、相嶋さんの話というフレーズが出ていたんですが、そちらは具体的にはどういったお話ですか。

たしか相嶋さんについては、自宅の近くまで赴いて聴取をして、その結果を会議室のほうで松本がしていたと、その中で出てきていたと。

相嶋さんに対する取調べの結果を当時取調べを担当していた[]警部補が会議において発表していた、そのことで相嶋さんが指摘をしていたことについて記憶があるということでしょうか。

会議ではなく、渡辺、宮園に対して報告をしていたと。ほかの者がいたかというと、[]は確かにいたと思いますけれども、それを聞いていたのが全員かどうかちょっと分からないです。

証人の記憶、認識の中で結構なんですが、その際の[]警部補の報告内容といったものはどういった内容だったでしょうか。

まあ、否認ですねという内容ですね。

否認ですね。もうちょっと具体的に聞いてもよろしいですか。

うーん、まず認識がない、法令にそういうものが入ってるとは思わない、で、入っているとしても出ないところがあるんじゃないですかと言われましたという報告を多分当時は聞いたと思うんですけども、その後、同じようなものを書類でも見ているので、書類で見たときの記憶かもしれません。

書類というのは何のことを指すんでしょうか。

メモですね。捜査メモになります。

裁判官（加本）

確認ですが、あなたは本件の捜査にいつからいつまで関与されていましたか。

この捜査の端緒を得たときから平成31年の3月までです。

先ほど捜査において書類の取りまとめを担当されていたという話が出ましたけれども、その取りまとめというのは、具体的に教えていただくとどんなことでしょうか。

データの管理、まあ、件数が多いので、データとして、例えばエクセル等での管理、紙自体をいつでも出せるように封筒に入れて管理、必要があれば、それを書面化するために本人に渡すための管理になります。

本人というのは。

これを基に捜査報告書を作る、まあ、聞いた者ですね、が、すぐに聞きやすいようなフォローのためのものです。

あと、取調べメモはコピーして配るんだというお話も出たように思うんですけれども、配る相手方というのは、その捜査を担当しているほかの方々という趣旨ですか。

いえ、書類自体は、全員が情報を共有できるように人数分コピーして渡しているというのが実情です。

その人数分というのは、ほかに本件捜査を担当している方という御趣旨ですか。

そうですね、当時の5係員と応援に来ていた方全員です。

裁 判 長

甲第166号証の8、9を示す

先ほどから聞かれているメモという文書ですけれども、12月11日分は、
■さんと■さんが「担当者」のところに入っていて、1月17日の分は、
■さんとあなたの名前が書いてありますが、これは担当者が替わったということですか。

はい、そうです。

その間にあなたがこのメモを作る担当になったと、そういうことなんですかね。

まあ、端的に言うと、■■■が人事上の問題でいなくなつたので、以前に経済産業省に出向していた者が私しか残っていなかつたので、私が指名されたと。

■■■さんの後任としてその担当をすることになったと、そういうことですかね。

はい。

先ほどの話だと、このメモという、これ、取調べメモか何かというのとちょっと、交渉メモなんでしょうけど、これも係の間では全員というか必要な人に出していた、そして情報共有していた、そういうことですかね。

はい、全員です。

あなた、■■■さんが前任者ということになると、1月17日のこのメモを作る前に、ざっと■■■さんが書かれたメモというのはもう目を通して把握していたと、そういうことですか。

まあ、元々そのメモ、作成した当時に配られてますので、ずっと同じ情報を共有していたと認識します。

例えば甲166号証の9だと、このメモを■■■さんにも見せて、で、完成させていたということですかね。

これは、最終的に管理官の渡辺まで必ず見せていました。

別に決裁を取るとかというわけじゃないけど、管理官までは見せていたと、そういうことですか。

そうですね、ものによっては署名が残っているかもしれません。

全部かどうか別として、そういうふうにしていた記憶であるというのはそのとおりと。

そうですね、見せるのは必ず全部見せてします。

(以上 名児耶 明子)

東京高等裁判所第14民事部

裁判所速記官 梶沢美幸
裁判所速記官 名児耶明子



梶沢

美幸

明子